

県民の皆様へ

～大雪による建築物の倒壊を防ぐには～

建築物を良好な状態で維持管理することは所有者・管理者の方の責務となっています。そのため、大雪による建物の倒壊等を防ぐため以下のとおりご注意ください。

1 屋根の雪下ろしの目安

雪下ろし表示板がある場合は、設計積雪深が指定されているのでその深さを目処に雪下ろしが必要です。

一般の木造住宅では、建具の開け閉めがきつくなったりした場合を、雪下ろしの目安としてください。（木造在来工法住宅の場合、屋根の積雪深が約70センチ程度に達する時点が雪下ろしの目安となっております。）

また、アルミ製のカーポート等はメーカーから屋根の設計積雪深が指定されていますので、その深さを目途に雪下ろしが必要です。

以上にかかわらず、これまでの経験や建築物の現状などから、危ないと思ったときは、早めの雪下ろしをお願いいたします。

2 軒先への注意

屋根の軒先などに雪庇やつららがある場合、落下する恐れがあって大変危険です。建物の軒下等に入る場合には十分に注意し、軒先が通りに面している場合は通行人の安全にも十分配慮してください。

3 空き家への注意

最近、空き家の倒壊事例が報告されていることから、無人の建物で倒壊の危険性が見受けられる場合は所有者・管理者又は市町村に連絡くださるようお願いいたします。

(参考) 屋根雪の下ろし方

屋根の片側だけに雪を残すと建築物の構造に過大な負担が生じます。

雪を下ろす際は、片側だけを集中的に下ろさず、雪の重さを均等に屋根に作用させるよう留意して下さい。

屋根から排出した雪が軒の高さまで積もってくると軒先に過大な負担が生じ、屋根の破損の危険性がありますので、排出する雪と軒下の雪の状況に注意してください。

屋根面付近の雪は凍結して取り除くことが困難となっている場合がありますので、屋根をスコップ等で傷つけないよう注意して下さい。